平成 1 8 年 4 月 1 日 公立大学法人滋賀県立大学規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第14条第2項の規定に 基づき、公立大学法人滋賀県立大学入学試験委員会(以下「委員会」という。) の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1)入学者選抜試験(以下「入学試験」という)実施のための制度、組織および 方法に関する事項
 - (2) 大学入学共通テストに関する事項
 - (3) 学力検査実施教科および科目に関する事項
 - (4) 学生募集要項に関する事項
 - (5) 試験場の設置に関する事項
 - (6) 入学試験についての調査および研究に関する事項
 - (7) 大学院入学試験に関する事項
 - (8) その他入学試験に関する重要事項

(試験区分)

第3条 入学試験の区分は別表に定めるところによる。

(組織)

- 第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 理事長が指名する理事
 - (2) 学部長
 - (3)研究科長
 - (4) 学部の学科ごとに教授および准教授のうちから1名
- (5)事務局次長
- 2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。
- 3 各学部および各研究科に入学試験に関する委員会を置く。
- 4 前項に定める委員会に関し必要な事項は、各学部および各研究科において定める。

(任期)

第5条 前条第1項第4号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。た

だし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に定める委員の任期は、1年とする。

(委員長および副委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、理事長が指名する理事をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を 代行する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が 定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に滋賀県立大学入学試験委員会規程(以下「旧規程」という。)第3条第1項第5号または第6号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第1項第4号または第5号の委員である場合における第4条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第3条、第4条関係) 付 則
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第3条、第5条関係) 付 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第9条関係) 付 則
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。 (第2条関係) 付 則
- この規程は、令和4年4月5日から施行する。 付 則
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

学部	①大学入学共通テスト
	②一般選抜試験
	③ 特別選抜試験 (学校推薦型·帰国生徒·私費外国人留学生)
	④ 3 年次編入学試験
	⑤ 再入学試験
大学院	① 一般選抜試験
	② 特別選抜試験(社会人·外国人留学生)
	③ 再入学試験